

四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の
一部の文言の整合を図りました

四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の第26条第3項第8号ロ及び第26条の2第3項第10号ロについて、文言の整合を図るため「等」を追記して修正しました。増刷分以降の契約約款では修正済みとなっています。

内容は以下のとおりです。

第26条〔委託者の解除権の行使〕

3 委託者は、受託者が次の各号の一に該当する場合（委託者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）には、前項の催告をすることなく、直ちに受託者に書面をもって通知してこの契約の全部を解除することができる。

⑧ 受託者が以下の一にあたる時。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第26条の2〔受託者の解除権の行使〕

3 受託者は、次の各号の一に該当する場合（受託者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）は、前項の催告をすることなく、直ちに、委託者に書面をもって通知してこの契約の全部を解除することができる。

⑩ 委託者が以下の一にあたる時。

イ 役員等（委託者が個人である場合にはその者を、委託者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。